

2011年2月25日

パートナー各位

ソニー株式会社

調達本部調達ビジネス推進部門調達渉外部

統括部長 古城 真



「部品・材料における環境管理物質 管理規定(SS-00259)」第10版改定のお知らせ

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社環境品質活動に多大なるご協力を賜りありがとうございます。

さて、「部品・材料における環境管理物質 管理規定」SS-00259 第10版を2011年3月1日に発行、2011年4月1日に施行致しますので、お知らせ致します。

今回の主な改定点を別紙1に添付いたします。詳細につきましては「部品・材料における環境管理物質 管理規定」SS-00259 第10版をご確認ください。

「部品・材料における環境管理物質 管理規定」SS-00259 第10版の配信につきましては、SPIRITS 参加パートナー様には2011年3月1日、SPIRITSに掲載させていただきます。

SPIRITSに参加されていないパートナー様並びに直接お取引の無い原材料グリーンパートナー様には、3月初旬に配布させていただきます。

今回のSS-00259の改定に伴い、今後ともSS-00259を充たす部品・材料をご提供いただくため、パートナー様におかれましては、下記内容をご確認の上ご対応くださるようお願い申し上げます。

敬具

—記—

1. SS-00259 改定に伴う、弊社納入部品の確認に関して

弊社に納入頂いている対象部品に関して、今回の改定に伴い、レベル1及びレベル2で2012年1月までに納入禁止となる物質に関して、該当する物質が有るか、無いかの精査をお願い致します。その結果につきましては、別紙2の『SS-00259 第10版改定確認調査記入シート調査票』にご回答いただき、2011年5月13日までにメールにてご連絡下さるようお願い致します。

\* 貴社製品を構成する部品、材料などで、ソニー製のものをご使用頂いている場合は、弊社内で該当有無確認は行っておりますので、調査対象より除外してください。

①該当部品がある場合：

調査フォーマットの該当部品ありにチェックしていただき、貴社名、取引先コード、対象部品番号、該当物質を記載の上、ご返送ください。

②該当部品がない場合:

調査フォーマットの該当部品無しにチェックしていただき、貴社名、取引先コードを記載の上、ご返送ください。

【調査フォーマット返送先】: [SGP-SS00259-10th@jp.sony.com](mailto:SGP-SS00259-10th@jp.sony.com)

2. 二次パートナー様などへの周知に関して

二次パートナー様等への周知につきましては、下記の URL にて一般公開版を掲載しております。貴社内関係者ならびに二次パートナー様へ周知ご案内ください。

- ・ 日本語版:

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/procurementinfo/ss00259/index.html>

- ・ 英語/中国語翻訳:

<http://www.sony.net/SonyInfo/procurementinfo/ss00259/index.html>

【本件お問い合わせ先】

第 10 版の内容:環境関連物質技術委員会 事務局 [ss-00259@jp.sony.com](mailto:ss-00259@jp.sony.com)

第 10 版の配布:調達本部 調達ビジネス推進部門 調達渉外部

[prg-pld-gpsecretariat@jp.sony.com](mailto:prg-pld-gpsecretariat@jp.sony.com)

## 【SS-00259 の主な改定内容】

## 1. 全般的な変更点：

- ・レベル 1、レベル 2 の物質について、基準/閾値レベルを追加した。
- ・主な用途の例と変更履歴については、付属資料に記載した。
- ・環境管理物質の記載順の見直しを行った。

## 2. レベル 2 からレベル 1 への移行：

下記の物質は第 9 版での設定どおり、レベル 2 からレベル 1 に移行した。

物質名	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
カドミウム	光学ガラス	均質材料に対し 100 ppm を超える含有	2010 年 6 月 1 日
鉛	蛍光管のガラス	均質材料に対し 2000 ppm (0.2 wt%) を超える含有	2010 年 6 月 1 日
鉛	マイクロプロセッサの端子とパッケージの接合に使用されるはんだで、2 種類を超える元素からなるもの	鉛の含有率が <sup>a</sup> 80 wt% を超え、85 wt%未満のもの	2010 年 6 月 1 日
水銀	冷陰極管 (CCFL) および外部電極蛍光管 (EEFL): 長さが 500 mm 以下のもの	一本当たり 3.5 mg 以上の水銀の意図的添加	2011 年 1 月 1 日
塩化コバルト	湿度インジケータ	意図的添加	2011 年 4 月 1 日

## 3. レベル 2 物質：

・下記の物質を新たにレベル 2 とした。

物質名	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
リン酸トリス 2-エチル ロエチル (TCEP)	プラスチック、樹脂、繊維、布材料への難燃剤用途	部品に対し 1000 ppm (0.1wt%) を超える含有	2014 年 7 月 1 日
ヘキサブロモシクロ ドデカン (HBCDD)	プラスチック、樹脂への難燃剤用途	部品に対し 1000 ppm (0.1wt%) を超える含有	2015 年 1 月 1 日
三酸化ニヒ素、五 酸化ニヒ素	液晶パネル(カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む)のガラスの消泡剤、清澄剤の用途	部品に対し 1000 ppm (0.1wt%) を超える含有	2014 年 7 月 1 日
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル	ケーブル・コード(プラグ、コネクタ部を含む)への可塑剤	部品に対し 1000 ppm (0.1wt%) を超える含有	2014 年 7 月 1 日

・ジブチルスズ(DBT)化合物については、下記のような記載になる。

対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル 2	・プラスチックへの添加剤など全ての用途 (下記のレベル 2 を除く)	材料中のスズ元素に 対し 1000 ppm (0.1wt%) を超える含有	2011 年 7 月 1 日 から
レベル 2	・一液型および二液型室温硬化型 (RTV-1 および RTV-2) シーラント ・一液型および二液型室温硬化型 (RTV-1 および RTV-2) 接着剤 ・塗料およびコーティング剤の触媒 ・屋外用途を意図した布地をコーティング する PVC の安定剤 ・軟質 PVC それ自体か、もしくは、硬質 PVC と同時押出成形された軟質 PVC 異型材への添加剤	材料中のスズ元素に 対し 1000 ppm (0.1wt%) を超える含有	2014 年 7 月 1 日
適用除外	・部品・デバイスに用いられ、再使用される包装部品・材料への添加 剤 ・デバイス、半導体およびその他部品に用いられる包装部品・材料 (トレイ、マガジンスティック、ストップ、リール、エンボスキャリア テープなど)への添加剤		

・下記に該当するジオクチルスズ(DOT)化合物は、2011 年 7 月 1 日に納入禁止。

対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル 2	・繊維・布材料への添加剤	材料中のスズ元素に 対し 1000 ppm (0.1wt%) を超える含有	2011 年 7 月 1 日 から

・下記に該当する鉛は、2012 年 1 月 1 日に納入禁止。

物質名	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
鉛	125 V AC あるいは 250 V DC より低 い定格電圧のコンデンサの誘電体 セラミック	均質材料に対し 1000 ppm (0.1wt%)を超える 含有	2012 年 1 月 1 日

#### 4 新規レベル 3 物質：

下記の物質を新たにレベル 3 とした。

物質名	対象
ホウ酸、特定ホウ酸ナトリウム	全ての用途

#### 5. 特定ベンゾトリアゾール：

メガネのレンズ、フレームに使用される特定ベンゾトリアゾールはレベル1の対象になる。

6. 電池に関する追加事項:

レベル1に記載していた「マンガン乾電池およびアルカリマンガン乾電池で、電池に対する重量比0.2%以上のもの」を、「マンガン乾電池およびアルカリマンガン乾電池で、電池に対する重量比0.1%以上のもの」に変更した。

7. 特定製品カテゴリーに使用される部品中の化学物質の代替化:

新たに、「特定製品カテゴリーに使用される部品中の化学物質の代替化」の章を設けた。

以上